

○島田市行政改革推進委員会要綱

平成17年5月5日
告示第1号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な市政の実現を推進するため、島田市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、島田市の行政改革の推進について必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者及び市の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(平29告示124・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該日の属する年度の3月31日までとする。

2 市長は、委員を再任することができる。

(平29告示124・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長は、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政経営部行政総務課において処理する。

(平18告示54・平24告示71・平26告示75・平27告示110・平30告示44・一部改正)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の設置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成17年5月5日から施行する。

附 則（平成18年3月30日告示第54号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第71号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第75号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月8日告示第110号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年4月28日告示第124号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年3月16日告示第44号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。